

高齢者各位

神山町長 後藤 正和

高齢者インフルエンザ予防接種の実施について（通知）

インフルエンザは、普通の風邪に比べて感染力が強く、高熱が出るなど症状も重く、また気管支炎や肺炎などを合併して重症化しやすいのが特徴です。インフルエンザの発病・重症化を防ぐ目的で次のとおり予防接種を実施しますので、ご希望の方は接種医に相談のうえ接種してください。

1. 対象者 神山町に住所を有する65歳以上の者及び60歳以上65歳未満の者であって心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身近の日常生活活動が極度に制限される程度の障がい有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい有する方
2. 実施内容

| | |
|-------|---|
| 実施期限 | 令和4年1月15日まで |
| 医療機関 | 徳島県内の広域委託医療機関で接種できます。 町内の接種医療機関…神山医院・中谷医院・佐々木外科内科 ※県内の委託医療機関につきましては健康福祉課までお問い合わせください |
| 接種回数 | 1回 |
| 自己負担金 | 1,600円 ただし、生活保護世帯の方は無料 |
| 申し込み等 | 新型コロナウイルス感染予防のため、希望される医療機関に電話でお問い合わせください。 |
| 持参物 | 保険証、健康手帳及び自己負担金、予診票（町外医療機関で接種の場合） |

3. 注意事項

- (1) 神山町外で接種を希望される方は、役場本庁、広野支所及び各公民館にある予診票を受け取り、医療機関に持参してください。
- (2) 実施期間等は厳守してください。（期間外接種及び委託医療機関外接種の場合は全額自己負担となります。）
- (3) 裏面の説明書（インフルエンザ予防接種を受ける方へ）をよく読んで、予防接種についてご理解してください。
- (4) 新型コロナウイルスワクチン接種は13日以上空けてください。高齢者肺炎球菌ワクチンの接種間隔については接種医にご相談ください。

インフルエンザ予防接種を受ける方へ

【インフルエンザとは】



A型又はB型インフルエンザウイルスの感染を受けてから、1～3日間ほどの潜伏期間の後に、発熱（通常38度以上の高熱）、頭痛、全身倦怠感、筋肉痛・関節痛が突然あらわれ、咳、鼻水などの上気道炎症状がこれに続き、約1週間の経過で軽快します。普通のかぜに比べて全身症状が強く、特に高齢者は気管支炎や肺炎などを合併し重症化することが多いのが特徴です。予防の基本は、流行前に予防接種を受けることです。65歳以上の方で1シーズン1回の予防接種をすることで34～55%の発病を阻止し、82%の死亡を阻止する効果があります。

【予防接種を受けることができない人】

①発熱（体温が37.5℃以上）のある人②重篤な急性疾患にかかっている人③インフルエンザ予防接種に含まれる成分によって、ひどいアレルギー反応を起こしたことがある人④過去の予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた人や全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある人⑤その他、医師が接種不相当と判断された人

【インフルエンザ予防接種の副反応】

予防接種の注射の跡が、赤みを帯びたり、はれたり、痛みを伴ったりすることがありますが通常2～3日のうちに治ります。また、わずかながら熱がでたり、寒気がしたり頭痛、全身のだるさなどがみられることもありますが、通常2～3日のうちに治ります。まれに接種直後から数日中に発疹、じんましん、紅斑、掻痒等があらわれることがあります。非常にまれですが、ショック、アナフィラキシー（じんましん、呼吸困難、血管浮腫等）があらわれることがあります。

副反応と思われる症状が出た場合は接種した医師（医療機関）の診療を受けてください。

【予防接種被害救済制度について】

予防接種により、予知できない重篤な副反応や後遺症がまれに起こりうる場合があります。予防接種による健康被害が起こり、厚生労働大臣が認定した場合、健康被害に対する給付を行う制度があります。（医療費・障害年金・遺族年金等の補償）

※インフルエンザ予防接種ガイドラインを参考にしています。

※予診票は接種する医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。

基本的には、接種を受けるご本人が責任をもって記入し、正しい情報を医師に伝えてください。

お問い合わせ： 神山町健康福祉課予防係 電話 676-1114 IP2004